

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年10月26日（水）15:23～15:34
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |

<提案者>

- | | |
|-------|-----------------|
| 水野 達也 | 愛知県政策企画局企画課長 |
| 浅田 甚作 | 愛知県政策企画局企画課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|-------------------|
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 坂井 潤子 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人雇用特区
- 3 閉会

○事務局 少し早いですけれども、次のコマを始めさせていただきます。

本日は、愛知県の方々に来ていただいております。二度提案者ヒアリングということでお越しいただきましたけれども、「外国人雇用特区」、「農業分野の外国人材の受入れ」と「医療ツーリズム推進上の課題」ということで、3点御提案をいただいております。前回の御説明からの修正点、改善点ということを中心に今回は御説明いただくことになるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいませ、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○水野課長 外国人雇用特区につきましては、前回の会議で外国人産業人材の受入れ分野

とか受入れ人数、管理団体の要件等について、具体的に検討を行った結果を説明させていただきました。その際に、受入れ分野について労働力不足であることの基準の一つである、賃金水準が著しく低くないことという要件を満たすかどうかの具体的な指標として、職業別の求人平均賃金、月給が全職業平均の80%以上かつ云々ということ掲げさせていただいておりますけれども、その内容については、2ページ、3ページに抜粋してありまして、2ページの下の方に書いてございます。

このように掲げておったわけでございますけれども、八田座長から、「平均賃金以下のところに外国人を入れたら日本の平均賃金は下がる。平均よりも下ということは低所得の人に対して悪影響を与える。これから這い上がっていくという人に対して外国人が来ることによって賃金が下げられてしまう」という御指摘をいただきました。

そこで、今回、賃金水準を測る指標として求人平均賃金よりも賃金の実態をより反映した統計データはないのか、賃金は月給ではなくボーナスも含めた年収のほうがよいのではないかと、あるいは、日本の賃金水準を引き下げることのないよう年収は平均以上とするべきではないかという観点から再検討を行いました。

その結果は、青色の囲みのところでございますように、「賃金水準が著しく低くないこと」を満たすかどうかの基準を「産業別（大分類）で見て、直近年の年収が全産業平均を上回っている産業であること」に変更し、年収額というのは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による調査対象月1カ月に決まって支給される現金給与額に12を掛けまして、それに年間賞与その他特別給与額を加えたものとするをしたいと思います。この年収の算出方法につきましては、厚生労働省がよく用いるものでございます。

なお、賃金構造基本統計調査では、決まって支給する現金給与額とかのデータは、都道府県別に公表されているもののうち職種別というものが、私どもが他の要件で適合性をチェックするのに使っております厚生労働省の職業分類にぴったり当てはまらないことと、あとは、産業別が公表されておるのですけれども、それは大分類のみとなっておりますので、大分類の産業別に見て全産業平均を上回っているかどうかをチェックするものとしてでございます。この方法によっても、愛知県の場合の受入れ分野は前回お示ししたものと変更はございません。

次に、4ページを御覧いただきたいと思いますが、前回、八代委員からは、「受入れ分野を外国人の活用が進んでいる分野としているが、なぜ初めて外国人を受け入れる分野でいけないのかとか、今まで外国人を活用していない分野こそもっと活用してもらいたいという面もあるのではないか」という御指摘をいただきました。

私どもの外国人雇用特区は、そもそも日本人だけでは充足できなくなっている労働力不足に対応しようとするものでございまして、真に必要な分野に受け入れるという原則のもとに受入れをすべきものと考えておりますけれども、その原則に立てば、労働力を既に多くの外国人に頼らざるを得なくなっている緊急度の高い分野から優先して受入れを始めることが適当ではないかと考えております。そのため、外国人の活用が進んでいる分野を要

件の一つとしまして、多くの外国人を雇用している分野が対象となるようにしたところでございます。こうした外国人を多く雇用している産業、業界であれば、円滑に受入れが進むことについては、前回もお話しさせていただいたとおりでございます。

なお、個別の受入れ企業のレベルでは、受入れに当たりまして、労働市場テストを行うこと、あるいは日本人労働者の非自発的離職をさせないことを条件とすることで、既に多くの外国人を雇用している企業にさらに外国人を受け入れることとしたとしても、日本人労働者には影響がなく、労働組合が懸念するような事態は生じないものと考えております。

したがいまして、この件につきましては、原案のままとさせていただければと考えております。

説明は、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。どうも色々と御検討をありがとうございました。

それでは、委員の方から御指摘はございますか。私の指摘に関しては、対応していただいたものと思います。業種としては、この3ページにあるような業種に選ばれると。前もこの業種だったのですか。

○水野課長 はい。変わらずでございます。先ほど言いましたように、職業別でチェックしていたものを産業別に移し替えましたけれども、結果的には同じになります。

○八田座長 これは介護とかだったら、きっとダメですね。

○水野課長 そうです。検討結果の中にも書いたように、今日の新聞にも載っていたのですけれども、そもそも介護はまた新しく在留資格を認めるという方向ですので、それが認められれば、うちの特区では対象としないという形です。他の就労目的の在留資格で入ってこられる分については除くということでございます。

○八田座長 元々これに当てはめようとしても、きっと外れますね。

○水野課長 そうですね。

○原委員 前回伺ったか忘れてしまったのですが、輸送関係のところは今回は入れられないのですか。運転です。

○水野課長 運転は特には入りません。

○原委員 全国的には相当人材の確保が大変だという話はされていますけれども。

○水野課長 自動車運転の職業とか、そういうところですね。これは本県のデータでやると、それほど要件に合わないということで、他の地域で同じような基準でやれば該当する可能性はあると思うのですけれども、うちの地域では優先度が低いということでございます。

○八田座長 他に御指摘はありますか。

事務局からは何かありますか。

○藤原審議官 関係省庁と議論をこれからしていくことになるのですが、そういう方向でよろしいですか。

○八田座長 一番大きな壁はやはり法務省だと思うのです。「高度人材ではないものは受

け入れられない」という法務省の一般的な基準からずれているからです。

しかし、元々高度人材でない外国人を入れないことにした理由は何だったのかと言うと、高度人材でない日本人の賃金を下げってしまうからということです。日本人賃金が下がらない場合には、入国者を受け入れることになると、基準のかなり原則的な変更を法務省としてはやらなくてはいけなくなるわけだから、そう簡単ではないと思います。元々の規制の根拠である「格差の拡大防止」のためには、大学卒以外の基準で何かあるのかということをごここで聞いていくべきなのではないかと思います。一つの非常にはっきりした基準が生まれるといいと思います。法務省は基準の大原則があって、高度人材かどうかということでやっているわけだから、その壁は簡単ではないです。

○藤原審議官 外国人の話は重点課題ということで、特区諮問会議で議論し、閣議決定をしているわけですし、逆に重要だからこそきちんと戦略的にやる必要はあると思っておりますが、関係省庁に投げるにしても、きちんと投げる案を事務局と愛知県で作って、最後はワーキンググループの先生方に見ていただいた上で、要望として関係省庁とやるかどうか。ちょっと整理をさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

○八田座長 はい。なるべく実現可能性を高めたほうがいいから。

○藤原審議官 とにかくこれで通るという保障はないので、少なくとも要望というか規制改革項目の形式にきちんと必要な情報を入れて整理をしてからだと思いますので、その作業に入らせていただくということでよろしいでしょうか。

○八田座長 分かりました。

それでは、今の件についてはこれと。